

## V 大和田通信所 (Owada Communication Site)

(令和6.1.1現在)

所在地	清瀬市（埼玉県新座市）	
土地面積	東京都分247,227㎡（民有173,340㎡、公有82㎡、国有73,804㎡） 全区域1,199,351㎡（民有711,957㎡、公有45,191㎡、国有442,203㎡）	
施設内容	施設番号	FAC3056
	管理部隊	米空軍第374空輸航空団
	使用部隊	米空軍第374通信中隊
	用途	通信（通信施設）
	共同使用	清瀬市、新座市、東京電力パワーグリッド(株)、NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ

### 1 基地の沿革

当施設は、昭和15年、旧海軍気象通信所として開設された。昭和25年に米軍が接收し、現在、米空軍第374通信中隊が受信施設として使用している。清瀬市と埼玉県新座市にまたがる施設である。

当施設の区域は大部分が民有地であり、国が土地所有者と賃貸借契約を結び米軍に提供している。現在、無線操作局舎のほか、HT0/LT0ア

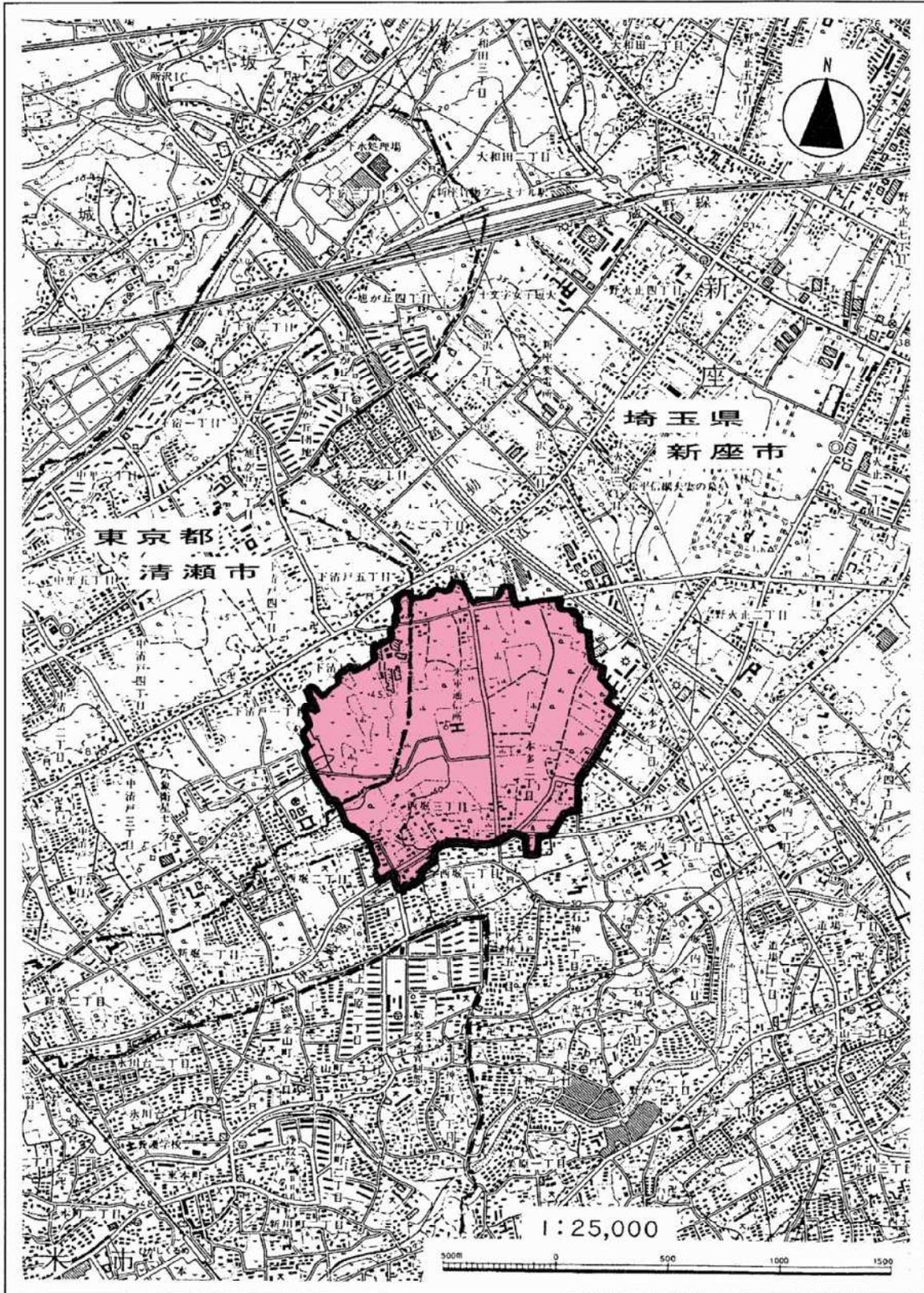
ンテナ等がある。

区域内では、専用地区を除き地元住民による農耕等も行われており、道路の通行等も自由である。

### 《 経 緯 》

昭15	旧海軍気象通信所として設置
20	大蔵省が引継ぎを受けた後、気象庁に所管換
25	米陸軍が接收
35	米空軍の管理に移行
55	アンテナ18基（72本）を撤去
56. 6. 30	ヘリポートを設置
58. 11. 30	日米合同委員会において、アンテナ建設用地約43,800k㎡（5か所）の使用条件変更（専用地区）が合意され、アンテナ工事が実施される
平 3. 12. 25	清瀬市議会が、都知事あて横田基地及び大和田通信所の撤去を求める意見書提出
12. 4.	ロンビックアンテナを撤去
14. 9.	通信鉄塔及びパラボラアンテナを撤去
19. 6.	LPアンテナを撤去
25. 7.	経年劣化のため、HT0/LT0アンテナ1基を撤去
9.	HT0/LT0アンテナ1基を新設
11.	HT0/LT0アンテナ2基を新設

## 大和田通信所位置図



## VI 硫黄島通信所 (Iwo Jima Communication Site)

(令和6.1.1現在)

所在地	小笠原村	
土地面積	6,630,061㎡ (民有2,244,426㎡、公有57,408㎡、 国有4,328,228㎡)	
施設内容	施設番号	FAC3181
	管理部隊	米海軍厚木航空施設
	使用部隊	米海軍第5空母航空団
	用途	通信 (訓練施設)
	共同使用	自衛隊、国立研究開発法人防災科学技術研究所

※土地面積には、地位協定第2条4項(b)に基づく共同面積を含む。

### 1 基地の沿革

当施設は、昭和43年6月小笠原諸島の日本復帰に伴い引き続き提供されたもので、付近を航行する船舶及び航空機が位置を確認するための電波を発信するロラン\*局として、平成5年10月まで在日米軍沿岸警備隊極東支部が使用していた。その後、海上保安庁が航空の安全確保業務を行っていたが、平成6年10月、その業務を終了して引き揚げ、通信所としての通信鉄塔及び通信施設は平成6年に撤去された。

現在、米軍区域・施設としての硫黄島通信所には、FCLP (米空母艦載機着陸訓練) を行うための訓練施設のほか、いくつかの施設が現存し、訓練施設は、通信機能を備えている。

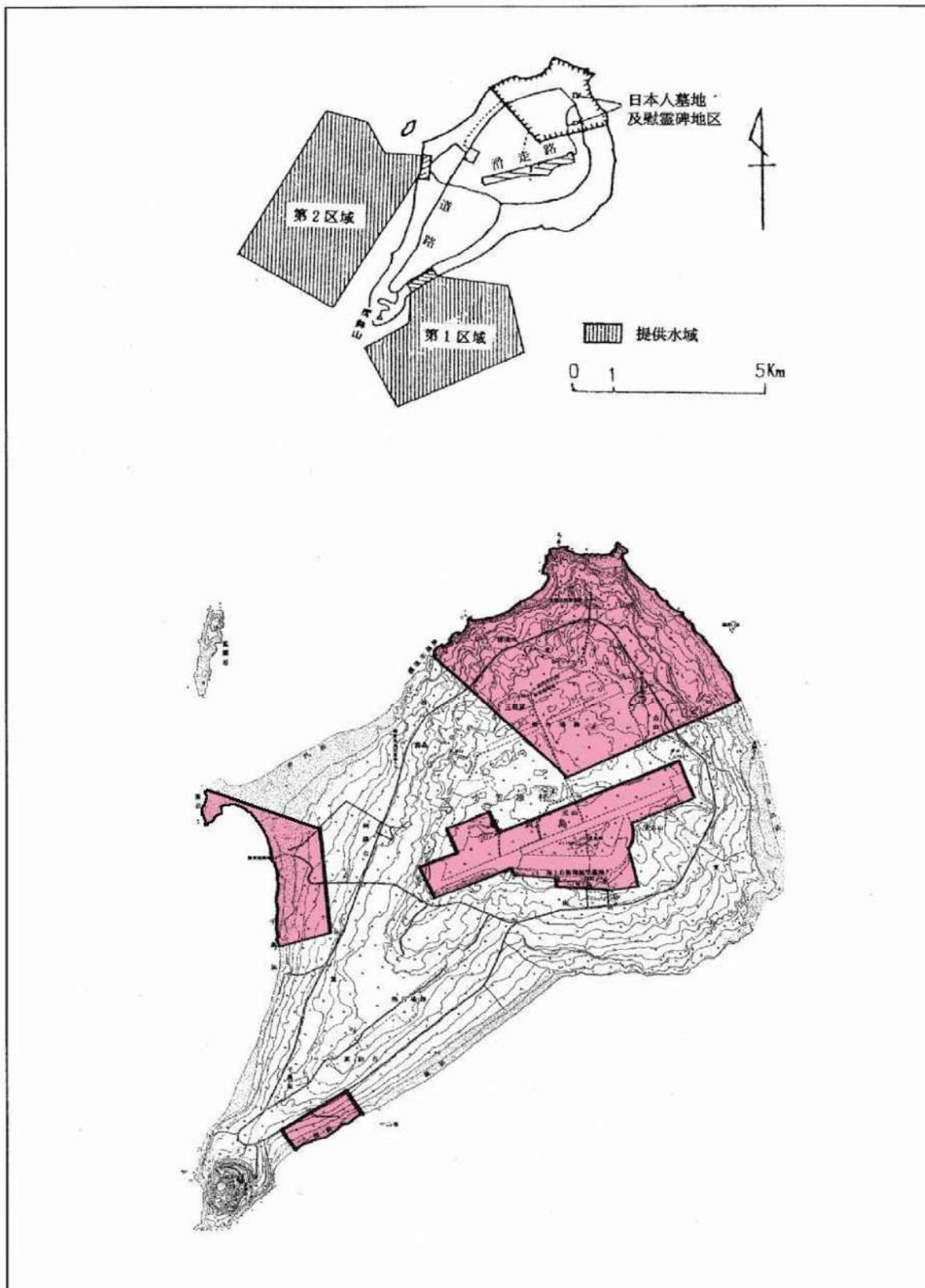
なお、米軍は、常駐していないが、同島に駐屯している海上自衛隊の揚陸場、滑走路等を自衛隊と共同使用している。

平成18年5月、在日米軍に係る「再編実施のための日米のロードマップ」において、恒常的な空母艦載機着陸訓練施設を平成21年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することが明記された。平成23年6月には、日米安全保障協議委員会共同文書の中で、馬毛島まげしま (鹿児島県西之表市) が恒常的訓練施設の候補地として選

定され、令和元年12月以降、防衛省は、鹿児島県西之表市馬毛島の大部分の土地を取得し、整備に向け、地元である鹿児島県、西之表市、中種子町及び南種子町への説明を積み重ねている。令和3年2月、馬毛島における自衛隊施設整備の環境アセスメント手続きを開始した。令和5年1月には、西之表市長、中種子町長及び南種子町長などからの意見も踏まえた鹿児島県知事の意見にも沿ったかたちで作成した環境影響評価書を公告し、馬毛島島内での工事を開始した。

\* ロラン: LORAN (Long Range Navigation) 電波航法の一つ。

### 硫黄島通信所位置図



《 経 緯 》

昭43. 6. 26	小笠原諸島の日本復帰に伴い既存の施設を提供
60. 11. 18	水陸両用訓練水域として約74k㎡の範囲が土地建物とは別に追加提供
平元. 1. 18	NLP*（米空母艦載機夜間着陸訓練）の暫定施設としての硫黄島使用を日米間で基本的了解
2. 3. 12	小笠原村議会が、夜間訓練の暫定利用実施の受入れを議決
3. 6. 25	航空機の飛行支援施設等用地として、国有地約8,100㎡、民公有地約4,100㎡を地位協定2条1項(a)で追加提供すること、国有地約638,000㎡、民公有地約296,000㎡を地位協定2条4項(b)で追加提供することを閣議決定
8. 5	硫黄島でNLP*を初めて実施
4. 10. 30	航空機の飛行支援施設等として、民有地約3,700㎡を地位協定2条1項(a)で追加提供することを閣議決定
5. 1. 29	航空機の飛行支援施設等として、国有地約4,300㎡、民公有地約8,200㎡を地位協定2条1項(a)で追加提供すること、民公有地約15,000㎡を地位協定2条4項(b)で追加提供することを閣議決定
8. 7. 26	貯油施設等用地として、国有地約3,300㎡、民公有地約1,200㎡を地位協定2条1項(a)で追加提供することを閣議決定
10. 2. 3	宿舎施設の用地として、国有地約370㎡を地位協定2条1項(a)で追加提供することを閣議決定
14. 2. 4	NLP*は引き続き、NLP*暫定施設である硫黄島でできる限り実施することを日米政府了解
16. 12. 3	厚生労働省の硫黄島戦没者の碑（天山）区域の拡張整備用地として、民公有地約7,800㎡を地位協定第2条第1項（a）により共同使用することを閣議決定
18. 5. 1	日米安全保障協議委員会（2+2）において「再編実施のための日米のロードマップ」（資料23）が示され、恒常的な空母艦載機離発着訓練（FCLP*）施設について検討を行うための二国間の枠組みを設けることに合意
19. 10. 30	下水道施設用地として、民有地約230㎡を地位協定2条1項(a)で追加提供することを閣議決定
20. 9. 30	通信所の使用目的を「航空機の飛行支援施設等として提供する」から「航空機の訓練支援施設等として提供する」に変更することを閣議決定
26. 8. 29	防衛省のアンテナ施設用地として、国有地約90,000㎡、民公有地約14,000㎡を地位協定第2条第1項（a）により共同使用することを閣議決定
30. 3. 30	民有地約630㎡を一部返還

\*現在では米空母艦載機によって行われる着陸訓練を「空母艦載機着陸訓練：FCLP(Field Carrier Landing Practice)」  
と言い、中でも夜間に行われる訓練を「夜間着陸訓練：NLP (Night Landing Practice)」と言う。